

平成29年 第2回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 平成29年5月8日(月) 開会 午後13時30分
閉会 午後15時15分

開催場所 占冠村役場 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 2番 千葉 俊樹
3番 水野 利行 4番 熊崎 一弘 5番 江頭 謙一郎
6番 山本 敬介

事務局 事務局長 小林 昌弘 係長 杉岡 裕二 主事 野沢 昌盛

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 行政報告について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項による合意解約
日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
日程第8 議案第4号 農業振興整備計画の変更に係る意見について
日程第9 議案第5号 土地の現況証明書の交付について

平成29年 第2回占冠村農業委員会総会議事録

事務局長 時間となりましたので、平成29年第2回占冠村農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の議事日程は議案書のとおり9日程であります。本日の議案事項は報告事項1件、議案事項5件でございます。

議長 只今の出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において1番鈴木雅士君、2番千葉俊樹君を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定致しました。

議長 日程第3 行政報告について事務局より報告致させます。

事務局 (読み上げて提案)

議長 ただいまの報告について、質疑等ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事へ移ります。

議長 日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項による合意解約についてを議案といたします。事務局より説明致させます。

(議事参与制限により、江頭委員退室。)

事務局 (読み上げて提案)

3番 いつ頃、あっせん委員会が開かれるのか？

事務局 あっせん申請書を出し、出揃い次第5月の3週目に開催したいと考えている。

議長 よろしいでしょうか。

委員 (はい)

議長 日程第5 議案第1号 農地利用集積計画についてを議案といたします。事務局より説明致させます。

(議事参与制限により、鈴木委員退室。)

事務局 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ採決に移ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決定されました。

議長 次に受付番号2番について提案願います。

事務局 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。何か質疑ございませんか。

委員 (なし)
議長 なければ採決に移ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)
議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決定されました。これで議案第1号を終わります。

議長 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より説明致させます。

事務局 (読み上げて提案)
議長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。
2番 具体的に何をやるのか。

事務局 27ページに記載の営農企画書に記してるとおりとなっております。先日、〇〇さんと合意解約した敏子氏の土地を耕作したい考え。今年は牧草がメインだが、後々はブドウやニンニクを考えている。本人としては、母が住んできた住宅を農業用の納屋にし、新たに新築を考えている。昨年12月から準備をしており、今回農地法の許可申請と合わせて、農地の5条転用と農振の除外を同時申請がありましたので、農業委員会の判断をお願いいたします。

議長 只今の説明で、何かご異議はありますか。

委員 (なし)
議長 なければ採決に移ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)
議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決定されました。これで議案第3号を終わります。

議長 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局より説明致させます。

事務局 (読み上げて提案)
議長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。
委員 (なし)

議長 なければ採決に移ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)
議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決定されました。これで議案第4号を終わります。

議長 日程第8 議案第4号 農業振興整備計画の変更に係る意見についてを議案といたします。事務局員とより説明致させます。

事務局 (読み上げて提案)
議長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。
委員 (なし)

議長 なければ採決に移ります。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)
議長 異議なしと認め、本件は原案のとおり決定されました。これで議案第2号を終わります。

議長 日程第9 議案第5号 土地の現況証明書の交付についてを議案といたします。
事務局より説明致します。

事務局 (読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑等ございませんか。

1番 この後どうするのか。

事務局 土地に関しては息子が引き継いでいる。息子の考えでは、村への売却を考えている。村としても購入を希望するので、準備が整い次第契約を進めていく形となっている。現況については、皆さんにも判断をしていただくことにもなりますが、村としては整備していくことを考えている。

3番 トナムに住居を立てるためにも、村が宅地として整備していくのが良い。遠方に住んでいる人もいる。場所によっては、現況証明を出すのには厳しい部分がある。

1番 その土地を農地として借りる人がいるのでは？

3番 今回の段階では、経営の足しにしようとする人はいません。

事務局 受付番号7、8番に関しては、母親が住んでおり売却の意向はないが、公簿地目には畑として載っているの、今回の総会で変更の判断を仰ぎたかった。

2番 全ての土地を売却希望しているわけではないのか。

事務局 売却の意向があるのは6番まで。

3番 受付番号8番に関しては、住宅が建っているの判断を出してよいと思う。7番はまだ曖昧なところがある。

事務局 受付番号7番を抜かした証明でよろしいでしょうか。

2番 受付番号7番は10年ほど前に問題があり、当時の農業委員会で農地であると断定してしまっている。

議長 受付番号7番を抜かした採決に移ります。7番を抜かした議案に決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、本件は決定されました。これで議案第9号を終わります。

議長 これにて本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
これにて平成29年第2回占冠村農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

平成 年 月 日

議 長

1 番

2 番